



和光市

R8年度 和光市休日保育事業

休日保育は、保護者のいずれもが休日に就労する場合にお子様をお預かりする事業です。

《重要なお知らせ》

※1 R8年度は事業規模を縮小実施し、令和9年度から事業を休止させていただきます。

※2 7月1日から市役所の開庁時間・電話受付時間が、「9時から16時30分まで」と変更になります。

利用日 12月29日～1月3日を除く日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

対象児童 和光市内に居住する離乳食が終了している満1歳以上から小学校就学前まで

保育時間 8時30分から17時30分までの間で保育を必要とする時間

利用時間及び利用料金

区分	通常利用時間	延長利用時間
時間	8時30分～16時30分	16時30分～17時30分
利用料金	2,200円	30分ごとに200円

※当日のキャンセルは、2,200円をキャンセル料としてお支払いいただきます。

利用条件 休日保育料を含め、和光市に納めるべき保育料に滞納がある場合は、利用できません。

利用定員 1日6人（うち0歳児2人） ※定員になり次第締め切ります。

実施園 みなみ保育園内みなみ一時保育室（休日保育室）

受付期間 利用したい休日の1月前の初日から5日前まで
※休日・土曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
※1か月単位での申込みとなります。
※新規利用の場合、事前に親子面接が必要となります。

提出書類 ・休日保育利用申込書
・就労証明書等保護者の就労等の事実を確認することができる書類
※勤務証明書等の提出がない場合は受付できません。

受付場所・時間

- ・みなみ一時保育室（休日保育室） 月曜日～金曜日 8時30分から17時まで
- ・保育サポート課（変更届のみ受付） 月曜日～金曜日 9時から16時30分まで

利用料金の納付方法 利用した月の1か月分の料金をまとめた納付書を翌月中旬に郵送します。
各金融機関でお支払いください。

利用を変更又はキャンセルする場合

キャンセルや時間の変更をする場合は、必ず利用変更届を提出してください。利用変更届が未提出の場合は、予約時間分の料金がかかります。

キャンセル待ちの取り下げも必ず速やかに提出をお願いいたします。

1 提出期限

利用日前日の16時30分まで

※利用日の前日が閉庁日の場合はその閉庁日（2日以上続く場合は、閉庁日の初日）の前日の16時30分まで

※利用当日になっての時間変更はできません。

2 提出方法

みなみ一時保育室（休日保育室）又は市役所保育サポート課へ直接お持ちください。

※電話、FAX、メール及び郵送での提出はできません。

3 その他

台風、大雪など自然災害により登園が極めて困難になった場合のみ、当日にキャンセルしても利用料金は発生しません。また、感染症の場合も同様の対応となります。

急な発病等でキャンセル届けの提出が困難な場合は、みなみ一時保育室（休日保育室）にご相談ください。

*** 詳しくは、下記までご連絡ください ***

みなみ一時保育室（休日保育室） 〒351-0104 南2-3-3
Tel 450-4643

子どもあんしん部保育サポート課 〒351-0192 広沢1-5
Tel 424-9130

令和8年7月1日から市役所の開庁時間・電話対応時間が「9時から16時30分まで」と変更になります。

お問い合わせの際は、上記時間内にご連絡くださるようお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

